

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 1 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成27年11月新城市臨時教育委員会会議録

1 日 時 11月29日(日) 午後1時00分から午後1時10分

2 場 所 政策会議室

### 3 出席委員

原田純一委員 花田香織委員 川口保子委員 瀧川紀幸委員 安形茂樹委員  
和田守功教育長

### 4 説明のため出席した職員

夏目教育部長  
櫻本教育総務課長

### 5 書 記

杉浦教育総務課副課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 議案の審議

第14号議案 委員長の選挙について

第15号議案 委員長職務代理の指定について

閉 会

## 日程第1 議案の審議

### ○教育部長

皆さん、こんにちは。本日は、日曜日にもかかわらず臨時教育委員会会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

既に、御承知のとおり、昨日、11月28日をもって、川口委員の任期が終了しております。

本日から、去る11月13日の臨時市議会におきまして選任同意され、再任されておりますことを御報告申し上げます。なお、辞令交付は明日、11月30日を予定しております。

委員長が不在でありますので、まず、委員長が決まるまでの間、議事の取回しをしていただきます仮委員長の選出を行います。どなたかご推薦していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○委員

瀧川委員にお願いしたいと思います。

### ○教育部長

瀧川委員さんという御指名がございました。よろしいでしょうか。

それでは、瀧川委員さん、よろしく申し上げます。

### ○委員長（仮）

御推薦をいただきましたので、委員長が決まるまでの間、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、日程第1の議事の審議に入ります。

第14号議案 委員長の選挙についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

### ○教育総務課長

委員長の選挙につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第12条第2項の規定により委員長の任期は1年と定められております。

したがって、原田委員長におかれましては、11月28日をもって委員長の任期は満了となっておりますので、改めて委員長を決めていただくものであります。

なお、選任方法であります。同法第12条第1項及び新城市教育委員会会議規則第2条第1項の規定により無記名投票、または同条第2項の指名推選による方法がありますので、よろしくお願いたします。

### ○委員長（仮）

はい、ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。委員長の選出をしたいと思います。選出方法につきましては、無記名投票と指名推選の二通りの方法があります。いかがいたしましょうか。

### ○委員

指名推選の方法でお願いいたします。

### ○委員長（仮）

はい、指名推選でという発言がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

（異議なし）

○委員長（仮）

はい、ありがとうございます。

異議もないようですので、委員長の選出方法は指名推選といたします。

皆様、推薦をお願いいたします。

○委員

原田純一委員を推薦いたします。

この一年間、教育長と二人三脚で御苦勞なさってこられたと思います。新しい制度が始まるまでの4か月間、また二人三脚でお願いしたいと思います。

○委員長（仮）

はい、原田委員が推薦されました。

ほかにございませんでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、原田委員を引き続き委員長とすることで、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○委員長（仮）

はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。

原田委員を委員長とすることに決定いたしました。委員長に選出されました原田委員に一言御挨拶をいただきたいと思います。

○委員長

私も、他の委員の皆様を支えられながら何とか一年、委員長の職を務めてきたわけですが、新しい教育委員会制度が始まるまでの4か月間、また皆様の御協力をいただきながら微力ですが務めたいと思いますのでよろしくお願いします。

（拍手）

○委員長（仮）

ありがとうございました。

新しい委員長が決まりましたので、ここで議事進行を原田委員長と交代させていただきます。これまでの議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

○委員長

それでは引き続き、議事の進行をさせていただきます。

第15号議案 委員長職務代理者の指定についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

委員長職務代理者の指定につきましては、花田職務代理が11月28日を持って、任期満了となっております。現在、委員長職務代理者が不在でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第12条第4項に基づき、指定していただくものであります。

選出方法につきましては、新城市教育委員会会議規則第3条の規定に基づき、委員長と同様に無記名投票、もしくは指名推選によることとされております。

○委員長

ありがとうございました。事務局からの説明がありましたように、選出方法は委員長と同様であります。いかがいたしましょうか。

○委員

指名推選でお願いします。

○委員長

指名推選でという発言がありました。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○委員長

異議なしと認めます。

それでは、指名推選で行います。推薦してください。

○委員

花田委員を推薦します。

これまで1年間、委員長を支えてくださいました。4月まで、またお支え願いたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

花田委員をという推薦がありました。ほかに御意見はございますか。

(なしという者あり)

○委員長

では、ほかに御意見もないようですので、委員長職務代理者に花田委員を指定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○委員長

異議なしと認めます。

委員長職務代理者は、花田委員に決定されました。それでは、花田委員、御挨拶をお願いします。

○委員

はい、花田です。1年間職務代理を務めさせていただきました。皆様どうもありがとうございました。引き続きまして、次の4月までの4か月間をまた皆様のお世話になりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

○委員長

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

これをもちまして、11月臨時教育委員会会議を閉会します。

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記